



JRI news release

設備投資減税の効果と望ましいあり方

2002年11月6日

株式会社 日本総合研究所

調査部 経済研究センター

<http://www.jri.co.jp/>

本件に関する照会等は調査部 益田（TEL：03-3288-5107）あてお願いします。
（E-mail：masuda@rsc.jri.co.jp）

＜要旨＞

1. 景気に再び腰折れ懸念が生じるなか、わが国経済が持続的な成長過程に復帰するためには、中長期的な経済活性化効果と短期的な需要促進効果を併せ持つ政策が求められる一方、財政再建路線に整合的である必要。そこで、本レポートでは、設備投資減税について、需要創出効果（短期効果）、生産性引き上げ効果（長期効果）、財政収支への影響、の観点から分析。
2. 投資減税の方法には、主に、投資金額のうち一定額を税額から控除する「投資税額控除」と、減価償却のスピードを速める「加速度償却」がある。「投資税額控除」は、減税分だけ期待収益率を高めることで設備投資を喚起しようというもの。これに対し「加速度償却」は、税法上の償却を前倒しにすることによって、税金の支払時期を先送りさせる効果をねらったもの（投資採算にはほとんど影響しないため、基本的に、キャッシュフロー改善による設備投資の喚起を意図）。
3. 最近、設備投資の水準は営業キャッシュフローの約 7 割の水準。この比率が安定していると仮定すれば、1 兆円規模の減税が実施された場合、設備投資は 0.7 兆円増加することになり、投資減税の効果は大きい。
4. わが国では設備資本ストックの老朽化が急速に進んでおり、これが、資本生産性を引き下げていることが確認可能。中長期的な観点からもヴィンテージを若返りさせる投資減税は必要。
5. 財政的な観点からは、投資税額控除を業種や用途などを限定せずに実施した場合、財政の大幅な悪化を招き、不適當。一方、加速度償却については、基本的に税金の支払時期の先送りであり、財政負担は比較的小さい。もっとも、償却期間が長い設備については、その影響を抑制するような償却スケジュールの検討が必要。
6. 以上より、

投資減税には設備投資を喚起する効果が認められる。再び景気の先行きへの懸念が強まる中、民需喚起策として、投資減税を活用すべきである。

投資税額控除は、財政負担が大きいため、効果が高い分野に限定したうえで導入すべき。

研究開発費税制の拡充は、早急に対応すべき。

加速度償却については、財政への過度の負担を排除しながら、包括的な制度として導入すべき。

法定耐用年数と実際の耐用年数の間に乖離が生じている可能性もあり、法定耐用年数の抜本的な見直しまでのつなぎとしても加速度償却は有効。

1. 危機的状況が続く日本経済

わが国経済は、デフレ下で引き続き厳しい状況にある。昨年末頃からの輸出増によって景気悪化に歯止めがかかりつつあったが、米国経済の先行き不安感が高まる中で、再び景気腰折れ懸念が強まりつつある（図表 1、2）。

しかしながら、政策的な対応は手詰まり状態。金融政策においては既に政策金利の引下げ余地はない。また、国内的にはバブル経済の調整、対外的には中国からの製品輸入増など大きな構造調整圧力にさらされており、公共投資を一時的に増加させたとしても、民間需要を刺激することは困難な状況。

政府は2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化を目指して財政再建に取り組み中であり、補正予算の編成等によってこれが遠のくことになれば、再び将来不安を強め、民需に悪影響を及ぼす懸念も。

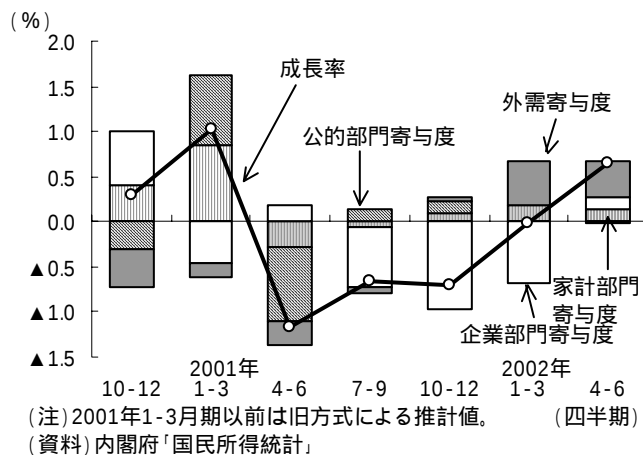
こうした状況下、効果のある政策を多く拾い上げ、それを組み合わせることである程度の需要喚起を行う必要性が高まりつつある。もっとも、90年代の日本経済を振り返れば、一時的な需要の喚起は持続的な経済成長につながらない可能性が高い。したがって、構造改革や国際競争力の強化など、経済の成長力を高めるという中長期の目標と整合的なものにすべき。

来年度税制改正では、投資減税を中心とする経済活性化策が実施される見通し。財政再建目標との整合性を図るため、時限を限って減税を先行させ、減税による税収の目減り分をその後の増税によって取り戻すという多年度税収中立の考え方がベースとなっている。

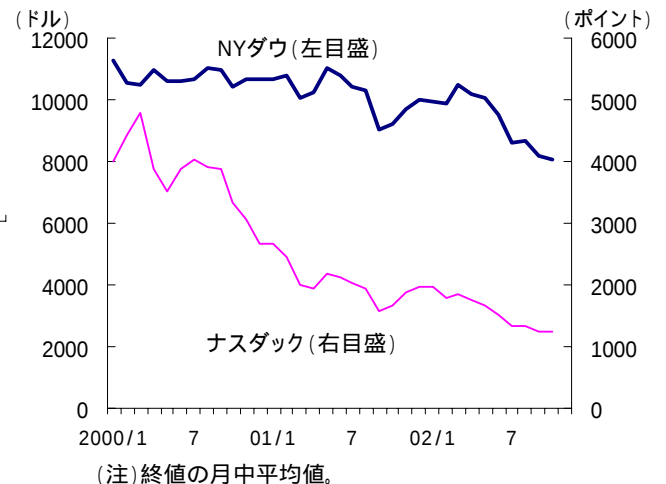
こうした状況を踏まえ、本レポートでは、まず、設備投資減税について、需要創出効果（短期効果）、生産性引き上げ効果（長期効果）、財政収支への影響、について分析する。

さらに、現在議論されているスキームを踏まえ、いかなる形での投資減税が望ましいかについて検討を行う。

（図表 1）わが国の成長率の推移



（図表 2）米国株価の推移



2. 設備投資低迷の背景

投資減税を分析する前に、設備投資の動向を確認しておく、以下の通り。

イ) 80 年入って上昇基調にあった設備投資比率（設備投資の対 GDP 比率）は、88 年以降急上昇。ピークの 90 年には 20% を上回る。しかし、バブル崩壊以降に急低下し、94 年以降は概ね 15% 前後で推移。

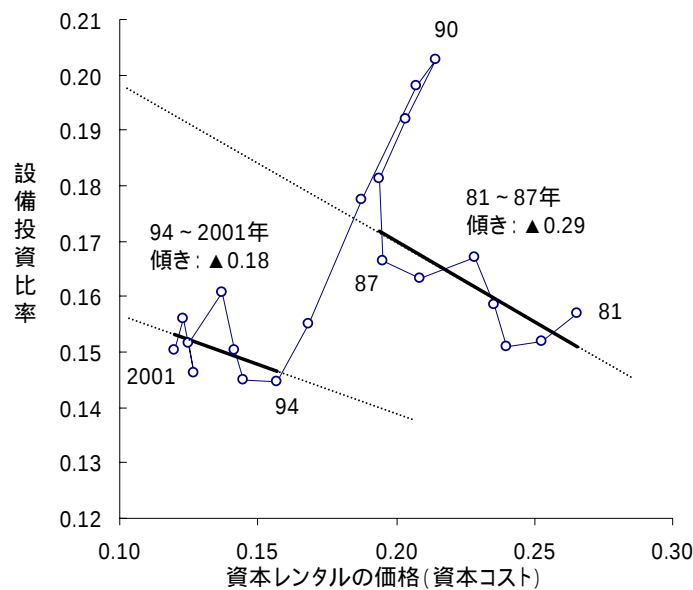
ロ) 設備投資と資本コストとの関係をみると、バブル期の前後（81～87 年と 94～2001 年）で 2 つの構造的変化を指摘可能（図表 3）。

企業が設備効率を厳しく追求するようになった結果、設備投資の水準が低下（資本コストと設備投資比率の関係を示すトレンド線が下方にシフト）

資本コスト低下による設備投資誘発効果が低下（トレンド線の傾きが小さくなる）

この 2 つの変化の要因として、期待成長率が低下したことや、財務体質の悪化に伴い企業が借金返済を優先する姿勢を強めたことなどが考えられる。

（図表 3）資本コストと設備投資比率



（注）設備投資比率 = 設備投資 ÷ GDP

（資料）内閣府「国民所得統計」、財務省「法人企業統計季報」

$$C = \frac{P_k}{P} \{ (1 - \tau) i + \delta - \hat{P}_k \} \frac{(1 - k - \tau z)}{(1 - \tau)}$$

P_k : 資本財価格 i : 金利 δ : 償却率 $\hat{P}_k$: キャピタルゲイン

（ただし、ここでは、キャピタルゲインを考慮せず）

k : 投資減税 τ : 法人税率 z : 償却累計の割引現在価値

なお、投資減税を実施した場合、 k の増加によって C は低下

また、加速度償却実施の場合、 z の増加によって C は低下

3. 投資減税の効果

(1) 需要創出効果……短期効果

イ) 投資減税の方法には、主に、投資金額のうち一定額を税額から控除する「投資税額控除」と、設備導入の初年度に一定率の特別償却を認め、あるいは毎年の償却率を高めることにより、減価償却のスピードを速める「加速度償却」がある。

その効果を整理すると、

- ・投資税額控除→減税分だけ利益を引き上げることによる設備投資の喚起
- ・加速度償却→キャッシュフローの拡大による設備投資の喚起

ロ) 「加速度償却」の場合、税法上の償却を前倒しにすることによって、税金の支払時期が先送りされる。これは、厳密には、2つのルートを通じて設備投資に影響。ひとつは、上記の、企業のキャッシュフローの拡大による効果。

もうひとつが投資採算自体の改善による効果。具体的には、税金の支払時期の違いからキャッシュフローの現在価値が高まるとともに、将来業績が悪化した場合に先送りされた税金の支払が免れることも、投資採算の期待値の引き上げにつながる。

しかし、実際には、「加速度償却」の投資採算引き上げ効果は極めて限定的(図表4)。

(図表4) 加速度償却による投資採算改善効果

	試算の前提			利回り格差
建物・構築物	定額法 ¹	耐用年数 ² 30年	運用効果のみ	0.14
	運用金利 ³ 2.0%	デフレ-タ ⁴ ▲0.6%	運用効果+リスク軽減効果 ⁵	0.15
その他	定率法	耐用年数9年	運用効果のみ	0.12
	運用金利2.0%	デフレ-タ▲2.0%	運用効果+リスク軽減効果	0.26
全体 ⁶			運用効果のみ	0.13
			運用効果+リスク軽減効果	0.20

(注) 1.償却方法は、建物および構築物は定額法、それ以外の設備は定率法が適用されるものとした。

2.耐用年数は、国富調査(70年)の設備別平均耐用年数と、国民所得統計の設備別投資額(2000年)などから推定。

3.受け取るキャッシュフローは銀行借入の返済に充てられることを前提に、運用金利は銀行借入金利の水準である2%とした。

4.デフレ-タは、建物・構築物については、建築工事デフレ-タ-非住宅建築(97～2001年度平均)、その他は国民所得統計の設備投資デフレ-タ(同)を用いた。

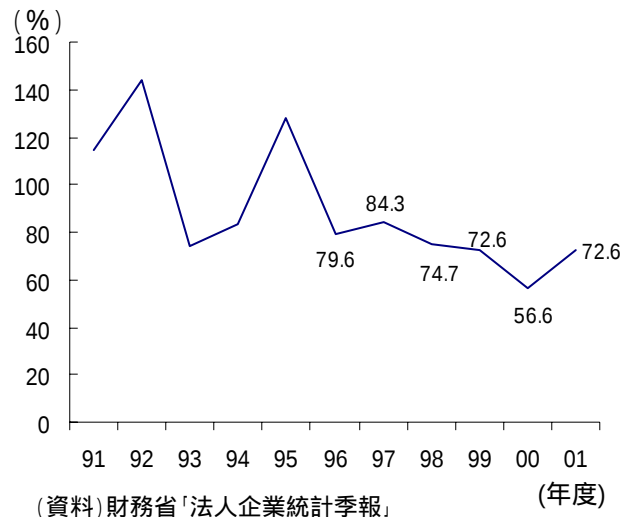
5.リスク軽減効果は、事業の採算悪化により、税金支払いを免れる事態が10%の確率で生じるものとして試算。

6.全体は、建設・構築物を52.6%、その他を47.4%で加重平均したもの。

八) 設備投資減税の効果に関する試算

最近は、設備投資の水準は営業キャッシュフローの約 7 割の水準。この比率が安定していると仮定すれば、1 兆円規模の減税が実施された場合、設備投資は 0.7 兆円増加することになり、投資減税の効果は大きい(図表 5)。

(図表 5) 設備投資の対営業キャッシュフロー比率



< 補論 >

なお、利益率の引き上げとキャッシュフローの拡大が、企業の設備投資にそれぞれの程度寄与したのかを把握するため、当期利益と、当期利益を除く営業キャッシュフローを説明変数として含む設備投資関数を推計してみると、前者の弾性値が後者のそれを上回るという関係が見られた。

$$\ln(\text{設備投資額}) = 6.33 + 0.555 \cdot \ln(\text{当期利益}) + 0.072 \cdot \ln(\text{キャッシュフロー} - \text{当期利益}) + 0.007(\text{地価指数})$$

(15.0) (18.5) (6.5) (20.8)

$$R^2(\text{補正済}) = 0.95 \quad D.W. = 0.366$$

推計期間: 1982年第1四半期 ~ 2002年第2四半期

設備投資額: 季節調整値。

当期利益: 経常利益 $\times 1/2$ 、の過去4期の平均値。

キャッシュフロー - 当期利益: 当期利益を除く営業キャッシュフロー(減価償却額 - (受取債権 + 棚卸資産 + その他短期資産 - 支払債務 - その他長短債務 - 長短引当金)増加額)、の過去4期の平均値。

以上、データは財務省「法人企業統計季報」

地価指数: 六大都市全用途平均(90年3月末 = 100)の6四半期前の値。

データは日本不動産研究所「市街地価格指数」

(3) 財政収支への影響

財政収支への影響は以下の通り。

イ) 設備投資税額控除

投資税額控除は、設備投資喚起効果はある程度高いものの、業種や用途などを限定せずに実施することは、財政の大幅な悪化を招く。1兆円規模の減税を行った場合、前述のように0.7兆円の設備喚起効果があるとすれば、需要増加による税収補填効果はわずか(図表9)。したがって、設備投資全般の喚起を目的とした税額控除は財政面から困難。

したがって、投資税額控除を実施するとしても、業種や用途などを政策効果が大きい分野に限定して実施することが妥当。

ロ) 加速度償却

加速度償却については、基本的に税金の支払時期の先送りであるため、当面の税収減を将来回収しうる。こういう点でも、加速度償却を積極的に活用すべき。

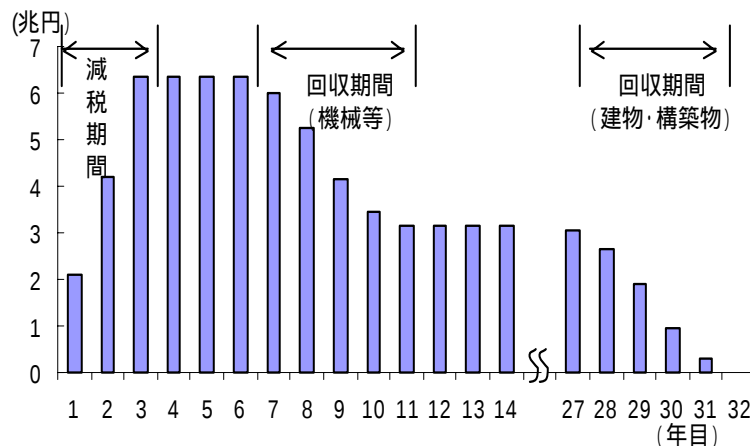
仮に10%の特別償却を3年間実施した場合、民間企業への資金移転額の累積額は図表10の通り。2003年度に導入した場合、減税分が戻り始めるのは2009年度からとなるが、機械等(平均的な耐用年数は約9年)については、その後数年で回収可能。一方、建物や構築物の場合、回収時期がかなり先になる。

したがって、加速度償却の実施に当たっては、補填時期が過度に長期化することを回避するスキームの検討が必要(例:償却期間が長いものを適用除外とする)。

(図表9) 投資減税の税収増加効果(試算)

国の税収額 (48兆円)	×	GDP増加率 (0.7兆円÷500兆円)	×	税収のGDP弾性値 (1.1)	=	0.1兆円
-----------------	---	-------------------------	---	--------------------	---	-------

(図表10) 10%特別償却実施の場合のキャッシュフロー増加分累積額
(対象物件を建物・構築物とそれ以外の2つに分けて試算)



(注)1.10%の特別償却を3年間実施。

2.耐用年数は建物・構築物を30年、その他機械などを9年とした(図表7参照)。

3.減税対象の設備投資は全設備投資の66%として計算(図表2参照)。

4.運用益は勘案していない。

4. 政府で検討中の投資減税についての評価

現在、政府は、目的ないしは設備の種類を限定した形での2つの投資減税策を検討中。

イ) 試験研究開発税制(試験研究費税額控除)の拡充

試験研究費の税額控除(正確には設備投資に対する税額控除ではない)は、既にある試験研究費の増分に対する税額控除制度に加え、試験研究費総額に対する税額控除制度を新設し、両者の選択適用を認めるようなもの。

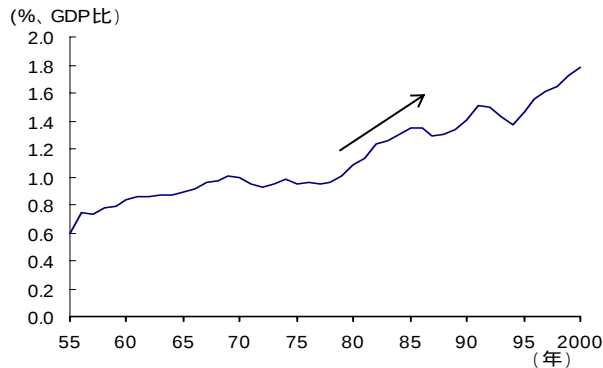
米国では、競争力低下を背景に、80年前後からプロパテント政策へ舵を切るとともに、82年には、加速度償却制度の導入や投資税額控除の拡充と合わせて、試験研究促進税制を導入。さらに96年には、現在わが国が導入を検討している試験研究費総額に対する税額控除制度を導入した。試験研究税制の効果は必ずしも明確ではないが、プロパテント政策・試験研究税制の導入→特許数増加、技術貿易収支の拡大→技術向上による生産性引き上げ、という波及が読み取れる(図表11~14)。

わが国も、競争力強化の観点からプロパテント政策を進める方向にあり、試験研究促進税制の拡充はそれとも整合的な政策。

ロ) IT投資減税(税額控除と特別償却の選択制)

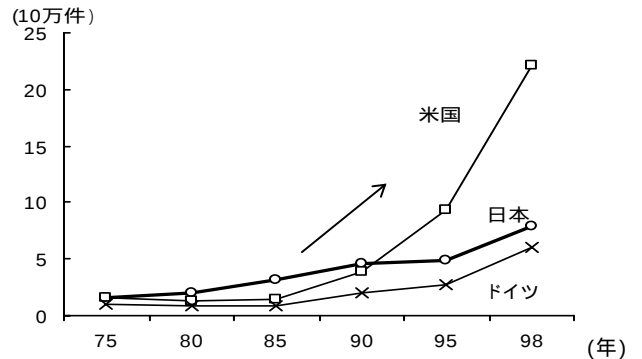
IT投資減税を実施すべき理由として、わが国企業全体の事業効率化、付加価値向上を通じて中長期的な産業の競争力強化につながる事が指摘されるが、生産設備とIT技術の融合が進む中で、生産設備一般の更新促進による競争力強化も同様に重要であり、減税対象をIT投資以外にも広げることが妥当。

(図表11) 民間企業のR&Dの実績(除:政府資金)



(資料)National Science Board“Indicators 2002”

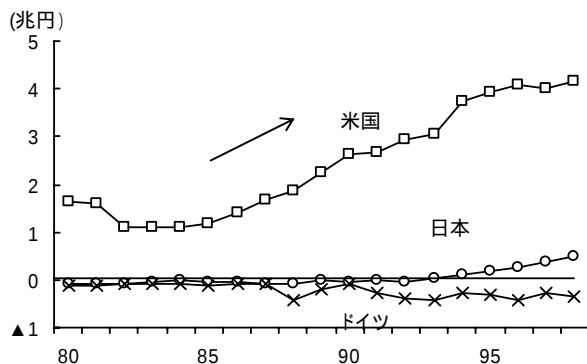
(図表12) 特許出願件数の国際比較(出願人国籍別)



(資料)WIPO統計(特許行政年次報告より引用)

(注)PCT(特許協力条約)出願及び欧州特許出願による指定件数を含む。

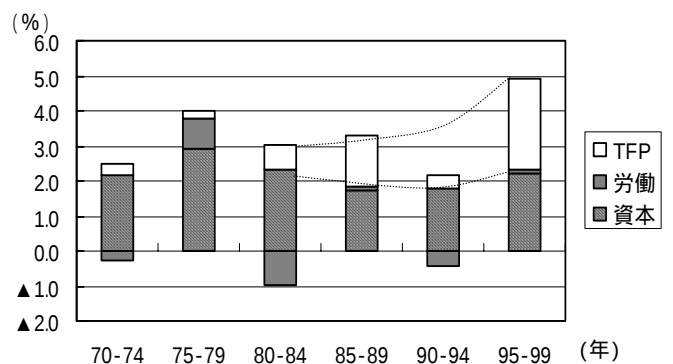
(図表13) 主要国の技術貿易収支



(資料)科学技術政策研究所「科学技術指標」

(注)日本以外の国の技術貿易額は、OECDのGDP購買力平価を用いて円換算したもの。

(図表14) 米国製造業の全要素生産性の推移



(注)製造業の実質付加価値は、97年までが82年ベース、それ以降は96年ベースで算出。

(資料)商務省経済分析局、米労働省労働統計局

5. 結論

以上の議論を踏まえると、結論は下記の通り。

- イ) 投資減税には設備投資を喚起する効果が認められる。再び景気の先行きへの懸念が強まる中、民需喚起策として、投資減税を活用すべきである。現在、規制緩和など経済活性化策が進められているが、規制緩和に伴う民間の投資意欲をより高め、本格的な経済活性化を実現していくためには、投資減税による税制面でのサポートによって相乗効果を図るという視点が重要。
 - ロ) もっとも、投資税額控除は、財政負担の兼ね合いから、効果の高い分野に限定したうえで導入すべき。
 - ハ) 研究開発費税制の拡充は、わが国の国際競争力強化のための政策の一環と位置付けられるものであり、早急に対応すべきである。
- 二) 包括的な加速度償却を実施すべきである。具体的には、投資額の1割程度の特別償却、ないしは同程度の税金先送り効果を持つ償却率の引き上げを、3年程度の時限を設けて実施すべき。もっとも、償却期間の長い設備は対象から除くなどの、財政に過度の負担とならないようなスキームを工夫する必要。
- ホ) わが国では、過去50年以上、法定耐用年数の抜本的な見直しが行われず。生産設備とIT技術の融合によって生産設備の経済的な陳腐化のスピードが速まっており、法定耐用年数と実際の耐用年数に乖離が生じている可能性。法定耐用年数の全面的な見直しが必要と考えられるが、それまでのつなぎとしても加速度償却は有効。